平成２３年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（　廃　止　縮　減　）

No	1	府 省 庁 名　文部科学省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　　　）
見直し項目名	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費に係るもの）
見直し内容（概要）	適用期限の延長とともに、税額控除が適用可能な教育訓練割合を、百分の〇・二五以上に見直す。また、控除を受ける金額を、教育訓練費の額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・四五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・二五を控除した割合に二十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合））に見直す。 なお、適用期限の延長が認められた場合、法人住民税法人税割についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）
（関係条文）	（地方税法 第 23 条第１項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第１項第 3 号）
増収見込額	＋５０２百万円 （制度自体の減収額　１，４３６百万円　）
廃止又は縮減の理由	本税制は、中小企業等における教育訓練費の一定割合について法人税額等から控除することにより、中小企業等における教育訓練費割合の増加を促し、その生産性を高めるとともに、社会人の学習機会を増加させるものとして実施されてきた。 経済産業省の試算によれば、平成 20 年度に 0.243%であった中小企業等の教育訓練費割合は、平成 21 年度には 0.276%、平成 22 年度の見込みは 0.286%となっている。ただし、一方で、大企業における教育訓練費割合である 0.42%とは依然として開きがある。 今回の縮減は、こうした状況に鑑み、中小企業等における教育訓練費割合のさらなる拡大を図るため、税額控除の対象となる教育訓練費の要件を厳格化するものである。